

## 町有地売払募集要領（公募先着順）

羽幌町が所有する土地について、住宅用地として次のとおり先着で売払います。

### 1 売払い区画

番号	所在・地番	地目	公簿面積	売却価格
1	羽幌町北4条3丁目1番1	宅地	433.90 m <sup>2</sup> (約131.25坪)	2,092,000円 (坪単価 約15,900円)
2	羽幌町北4条3丁目1番2	宅地	433.89 m <sup>2</sup> (約131.25坪)	2,100,000円 (坪単価 約16,000円)

※すべての土地境界に境界標が設置されています。

※全区画、用途地域：第2種中高層住居専用地域、建ぺい率：60%、容積率：200%

### 2 申込みの条件

申込みできるのは、個人に限ります。ただし、次のいずれかに該当する方は、申込みすることができません。

- (1) 羽幌町民ではない方（住宅建設までに転入する方は除く）。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する方。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員。
- (4) 町税及び使用料等（上下水道使用料含む）に滞納がある方。

### 3 売払いの条件

売払いには次の条件を付しますので、申込み前に必ずご確認ください。

- (1) 売買契約締結から3年以内に自らが居住する住宅の建設に着手できる方。
- (2) 所有権移転から5年間は、第三者への所有権の移転及び貸付けをしないこと。

### 4 申込み

「普通財産（土地）購入申込書」及び「誓約書」に必要事項を記載し、必ず持参によりお申込みください。なお、申込みは1人につき1区画のみとし、異なる区画への重複申込みはできません。

- |          |   |
|----------|---|
| ■ 申込受付期間 | 令和7年3月25日（火）まで<br>土・日曜、祝日、年末年始を除く<br>午前8時45分～午後5時30分              |
| ■ 申込受付場所 | 羽幌町財務課管財係（役場庁舎2階）<br>〒078-4198 羽幌町南町1番地の1<br>電話 0164-68-7001（課直通） |

## 5 買受予定者の決定

---

先に有効な申込みをされた方を買受予定者として決定し、契約の手続き方法とともにお知らせします。

## 6 売買契約の締結と契約保証金の納付

---

- (1) 買受予定者決定のご案内から、原則7日以内に売買契約を締結していただきます。契約案内文書に納入通知書を同封しますので、契約保証金（1番1 209,200円、1番2 210,000円）をお支払いください。
- (2) 契約保証金をお支払い後、売買契約を締結しますので、次のものを持参し、財務課管財係までお越しください。  
なお、契約書（町保管のもの1部）に貼付する収入印紙は、買受予定者の負担となります。
  - ・ 契約保証金領収書（写し）
  - ・ 収入印紙（1,000円）
  - ・ 印鑑（印鑑登録済のもの）
  - ・ 印鑑登録証明書
- (3) 契約保証金は、下記8のとおりその全額を売買代金に充てますが、買受予定者の都合で契約解除となった場合は、契約保証金は返還しません。

## 7 住宅建設着手の確認

---

建築確認申請をし、建築確認済証が交付されましたら、次のものを財務課管財係に提出してください。

- ・ 建築確認済証（写し）
- ・ 所有権移転申出書

## 8 売買代金の支払い

---

上記7により住宅建設の着手を確認できましたら、納入通知書を発行しますので、売買代金（契約保証金を差引いた額）をお支払いください。

なお、支払期限は納入通知書の発送日から20日以内となります。

## 9 所有権の移転・物件の引渡しと所有権移転登記

---

(1) 所有権は、売買代金が完納されたときに羽幌町から買受予定者に移転し、同時に現在の状態のまま物件の引渡しがあったものとします（現地での引渡しは行いません。）。

(2) 所有権移転登記は羽幌町が行いますので、次のものを持参し、財務課管財係までお越しください。

なお、所有権移転登記に必要な登録免許税分の収入印紙は、買受予定者の負担となります。

- ・ 売買代金領収書（写し）
- ・ 登録免許税分の収入印紙 ※金額は納入通知書送付の際にお知らせします
- ・ 住民票抄本（住民票コード付）
- ・ 印鑑
- ・ 土地受領書 ※納入通知書送付の際に同封します

(3) 所有権移転登記が完了次第、買受予定者に登記識別情報及び登記完了証をお渡しします。

## 10 その他の注意事項

---

(1) 上記9のとおり、物件の引渡しは現在の状態のままで行いますので、必ずご自身において、現地、現況、近隣状況を確認したうえで、お申し込みください。

(2) 買受予定者は、売買契約締結後、売買物件に品質、数量の不足、その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることはできません。

## 11 お問い合わせ先

---

羽幌町財務課管財係（役場庁舎2階）  
〒078-4198 苫前郡羽幌町南町1番地の1  
電話 0164-68-7001（課直通）